

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係
政令の整備に関する政令の概要

1 公職選挙法施行令の改正部分の概要

(1) 趣旨

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成 2 1 年法律第 5 5 号。以下「海賊対処法」という。）の施行に伴い、海賊対処法第 7 条第 1 項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊において国外における不在者投票が可能となるよう、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「公選法施行令」という。）について、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の概要

ア 海賊対処法に基づき国外に派遣された自衛隊の部隊について、国外における不在者投票が可能となるよう、同部隊を公選法施行令第 5 9 条の 5 の 3 第 1 項の「特定国外派遣組織」に加える。

イ 海賊対処法に基づき国外に派遣された隊員で、同法に基づき国外に派遣された特定国外派遣組織に属していない者が特定国外派遣組織に属する選挙人とみなされて選挙に参加できるよう、公選法施行令第 5 9 条の 5 の 4 第 1 5 項に海賊対処法を追加する。

(3) 根拠法令

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条第 4 項及び第 5 項

(4) 施行期日

平成 2 1 年 7 月 2 4 日

2 自衛隊法施行令の改正部分の概要

(1) 趣旨

海賊対処法の施行に伴い、海賊対処法第 7 条第 1 項の規定による海賊対処行動に従事する自衛隊の航空機について航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 6 4 条（航空機の灯火）の規定の適用の特例を定めるとともに、自衛隊法の条ズレに伴う規定の整備を行うこと。

(2) 改正の概要

ア やむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定め

る場合に夜間に灯火しないことができる航空機として、海賊対処行動に従事する自衛隊の航空機を追加するため、自衛隊法施行令第149条の表第64条の項に自衛隊法第82条の2を追加する。

イ 海賊対処法の施行に伴い、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の2に海賊対処行動に関する規定が加えられ、従前、この条に規定されていた弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する規定が第82条の3に条ズレしたことから、自衛隊法施行令第104条の2及び第151条の2第1項の規定において引用条項の整理を行う。

(3) 根拠法令

ア 自衛隊法第107条第3項

イ 海賊対処法附則第5条

(4) 施行期日

平成21年7月24日